

## 業務分掌規程

(趣旨)

第1条 この規定は一般社団法人群馬県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌について定める。

(事務局)

第2条 事務局担当理事は以下を統括する。

1. 総務部

- 1) 定款・定款細則および諸規定の運用に関すること
- 2) 総会等諸会議の準備・運営および議事録などの作成・保管に関すること
- 3) 慶弔に関すること
- 4) 資産の管理に関すること
- 5) その他

2. 庶務部

- 1) 会員・事務職員の管理に関すること
- 2) 公文書・報告書などの発送・受領および保管に関すること
- 3) 県協会刊行物の発送に関すること
- 4) 渉外等に関すること
- 5) 協会事務所の管理に関すること
- 6) 団体傷害保険に関すること
- 7) 表彰に関すること
- 8) 県協会予算・決算に関すること
- 9) 会費徴収・事業収入に関すること
- 10) 事業支出・管理運営費支出に関すること
- 11) その他

3. 福利厚生部

- 1) 地域内外における相互交流支援に関すること
- 2) 学術的事業等における参加補助および支援に関すること
- 3) 余暇活動支援に関すること
- 4) その他

4. ワークライフバランス部

- 1) 職場環境の整備に関すること
- 2) ライフイベントに伴う休職、休会からの復職支援に関すること
- 3) その他

(学術局)

第3条 学術局担当理事は以下を統括する。

1. 生涯学習部

- 1) 新人教育プログラム必須セミナー、選択セミナーの企画・運営に関すること
  - 2) 新人症例検討会の企画・運営に関すること
  - 3) 生涯学習の単位認定に関すること
  - 4) その他
2. 卒前教育部
    - 1) 理学療法士の卒前教育に関すること
    - 2) 臨床実習教育に関すること
    - 3) その他
3. 研修部
    - 1) 研修活動の企画と運営に関すること
    - 2) 学術資料の作成と保管に関すること
    - 3) その他
4. 学術誌部
    - 1) 学術誌の発行に関すること
    - 2) その他

(地域局)

第4条 地域局担当理事は以下を統括する。

1. 健康福祉部
  - 1) 健康増進、予防医学、介護予防に関すること
  - 2) 県や各種団体からの依頼の対応に関すること
  - 3) 地域に向けての講習会の開催に関すること
  - 4) その他
2. 地域リハビリ推進部
  - 1) 地域リハビリの啓発・普及・発展の為の活動に関すること
  - 2) 委託事業に関すること
  - 3) ネットワーク作りに関すること
  - 4) その他
3. 介護保険部
  - 1) 介護保険制度に対する県協会の理解を深める為の活動に関すること
  - 2) 県協会の介護支援専門員資格取得の促進、資質向上に関すること
  - 3) 訪問リハビリテーションの普及と促進に関すること
  - 4) その他
4. 小児リハビリ部
  - 1) 小児リハビリ業務拡大と充実に関すること
  - 2) 障害児(者)理解の啓発に関すること
  - 3) その他
5. 診療報酬部
  - 1) 医療保険診療報酬に関すること
  - 2) 介護保険介護給付費に関すること

- 3) その他
6. スポーツ推進部
  - 1) スポーツ理学療法の普及・啓発に関すること
  - 2) 障がいスポーツを含む各種スポーツ団体への支援および連携に関すること
  - 3) スポーツ理学療法に関する講習会の開催
  - 4) 各種県内・国内・国際競技会支援
  - 5) その他

(社会局)

第5条 社会局担当理事は以下を統括する。

1. ニュース編集部
  - 1) 群馬県理学療法士協会ニュース発行に関すること
  - 2) 群馬県理学療法士協会ニュース保存に関すること
  - 3) 他士会、関係団体とのニュース交流及び保存に関すること
  - 4) 県協会活動の記録・保存に関すること
  - 5) その他
2. 広報部
  - 1) 理学療法週間の広報活動に関すること
  - 2) 各種イベントにおける広報活動に関すること
  - 3) その他
3. ホームページ管理部
  - 1) 県協会ホームページの作成に関すること
  - 2) 県協会ホームページの管理・更新に関すること
  - 3) その他
4. 公益事業推進部
  - 1) 公的機関からの依頼事業の検討・施行に関すること
  - 2) 協会指定管理者に関する事
  - 3) 災害に関する事
  - 4) その他
5. 地域包括ケアシステム部
  - 1) 地域ケア会議に関すること
  - 2) 医療介護連携に関すること
  - 3) 介護予防事業に関すること
  - 4) 認知症施策に関すること
  - 5) 地域包括ケアシステムに関する多職種連携に関すること
  - 6) 地域包括ケアシステムに関する会員のネットワーク形成に関すること
  - 7) その他、地域包括ケアシステムに関すること

(ブロック局)

第6条 ブロック局担当理事は以下を統括する。

1. ブロック内における協会員交流に資する事業の実施
2. ブロック内地方自治体の委員推薦依頼への対応
3. その他

(委員会)

第7条 委員会はそれぞれ以下の事業を分掌する。

1. 選挙管理委員会
  - 1) 役員選出に関すること
  - 2) 代議員選出に関すること
  - 3) その他
2. 特別委員会
  - 1) 特別に必要とされた事業に関すること
  - 2) その他

(規定の変更)

第8条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

付則

1. この規程は、平成30年7月1日より施行する。
2. この規程の施行日までの分掌は、この規程により施行されていたとみなす。
3. この規程は、令和元年7月29日より一部改正により施行する。
4. この規程は、令和4年3月7日より一部改正により施行する。